

平成 21 年 11 月 30 日  
国際交流基金

「平成 20 年度 会計検査院 決算検査報告」における指摘事項について

平成 21 年 11 月 11 日に会計検査院から「平成 20 年度会計検査院決算検査報告」が公表されました。本報告において、当基金に係わる指摘事項として、「文化交流を促進することなどを目的として購入した映画フィルムについて、作品の選定手続きを見直し具体的な活用のための企画を提案することなどにより、効率的・効果的に利用されるよう改善させたもの」という事項があり、当基金における改善の処置が済んだ案件としての報告がなされました。

当基金としてこのような指摘を受けたことは誠に遺憾であり、皆様にお詫び申し上げます。

本件に関する事実関係など概要を以下にお知らせいたします。

( 会計検査院による指摘内容については、以下をご覧ください。 )

[http://www.jbaudit.go.jp/report/summary20/pdf/211110\\_zumi\\_02.pdf#page=10](http://www.jbaudit.go.jp/report/summary20/pdf/211110_zumi_02.pdf#page=10)

1 本部フィルムライブラリー充実事業の概要

当基金は、世界各国において日本の映像作品を通じて日本に対する理解を促進することを目的として、当基金の海外拠点または外務省の在外公館が実施する、外国人を対象とした非営利の映画祭等で上映するための日本映画を基金本部にて収集しています。本事業で収集する作品は、映画評論家等による映画選定委員会が毎年推薦作品を選定しており、その推薦に基づき、当基金は映画上映の権利を持つ配給会社と交渉を行い、フィルムそのものの購入代金とともに、上映許諾期間の定めのある上映権料を複数回分前払いしていましたが(通常 7 年間, 30 回分)。

2 会計検査院による検査の結果

次のような指摘を受けました。

- ( 1 )基金は、平成 7 年度から 20 年度までに映画作品を 265 本購入しているが、21 年 3 月末までに上映許諾期間が終了した 173 本( 上映権取得数約 4,974 回 )のうち、契約で獲得した上映回数を完全に消化していなかった作品が、平成 7 年度から 12 年度までの購入分 155 本あり、未消化の上映回数は全体の約 6 割の 3,243 回分であった。これらの未消化の上映回数に係る前払上映権料は合計約 8,200 万円に相当する。

また、契約期間中に 1 回も上映せずに前払上映権料を失効してしまった作品が 19 本あり、さらに、これら作品の契約期間終了時に契約の更新をした

作品が 17 本あった。

- (2) 基金は、映画の選定過程において、映画祭等を実施する在外公館等の要望を反映させておらず、また、未使用の上映可能数が多い作品について、在外公館等がこのような作品を上映しやすくなるような具体的な提案を行っていなかった。結果として、フィルムの利用が低調で前払上映権料を多数失効させていたり、一回も上映されなかった作品を契約更新して新たに前払上映権料を支払っていたりする事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

### 3 検査結果に対する当基金の改善措置

会計検査院の指摘に基づき、基金は、平成 21 年 8 月に、映画祭等を実施する在外公館等に対する要望調査の結果等を作品の選定に反映させることとするとともに、同年 9 月に、前払上映権料を管理するためのマニュアルを整備し、上映状況の適切な管理を行うとともに、上映回数の少ない作品を含む監督やテーマごとの特集上映会を提案するなど、利用を積極的に促進する措置をとりました。

上記の対応の結果、会計検査院の検査報告においては、「効率的・効果的に利用されるように改善させたもの」と、基金における改善の処置が済んだ案件としての報告がなされたものです。

なお、会計検査院の検査報告には採り上げられていませんが、本件については、今回の会計検査院の検査において指摘を受ける以前の平成 13 年度から、当基金としては映画配給会社と個別に交渉を重ね、上映権料に係わる契約条件の変更等、上映権の利用率の向上のための措置を進めてまいりました。

その結果、平成 7 年度～12 年度に購入した映画の利用率約 4 割に対し、平成 13 年度以降に購入した映画の利用率は、平均で 7 割を超える見込みとなるなど、改善をはかっています。

当基金は、世界中で親しまれている映画という特質を活かし、海外からの要望も踏まえ、日本の良質な映画を通じて、日本の文化と社会を幅広く紹介してまいります。

なお、映画を通じての日本文化発信については、当基金は 2 つの方向性をもって事業実施にあたっています。ひとつは、世界各地の国際映画祭等において、日本の映画監督特集も含め芸術性の高い日本映画が集中して上映されるように努めつつ、世界の映画関係者とメディアの日本映画への関心を高め、その後の各国での日本映画上映に繋がる波及効果の高い事業を実施すること。もうひとつは、映画上映は、インフラがあまり整っていない国・地域においても映写機

を備えた会場があれば他の文化事業（美術展、舞台公演等）に比べて実施しやすいことから、世界各地で様々な層の方を対象に日本文化に触れるきっかけを提供すること。

当基金は、この2つの方向を考慮した上で映画作品を購入するとともに、上映にあたっては、地域性・宗教上の配慮、日本文化の浸透度を検討した上で映画上映を実施しています。

今後は、さらに効率的・効果的な運用に努力し、適正な事業実施に努めてまいります。皆様のご理解・ご支援を引き続きお願い申し上げます。

以上